

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
		<p>(3) 気象 市の気候は温暖で、平成30年の年間平均気温は17.2℃で、年間降水量は1261.0mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p>	<p>(3) 気象 市の気候は温暖で、令和2年の年間平均気温は17.0℃で、年間降水量は1791.5mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ[R2]）</p>
4	10	<p>市の気候</p> <p>平均気温と降水量</p> <p>降水量mm</p> <p>気温℃</p> <p>■ 降水量 (mm) ■ 平均気温 (°C)</p>	<p>市の気候</p> <p>平均気温と降水量</p> <p>降水量mm</p> <p>気温℃</p> <p>■ 降水量 (mm) ■ 平均気温 (°C)</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ検索 [H15～H30をH17～R2に修正]）</p>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																														
5	10	<p>H30の月別平均気温と降水量</p> <table border="1"> <caption>H30の月別平均気温と降水量 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>60</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>2月</td><td>20</td><td>7.0</td></tr> <tr><td>3月</td><td>180</td><td>13.0</td></tr> <tr><td>4月</td><td>70</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>5月</td><td>190</td><td>24.0</td></tr> <tr><td>6月</td><td>150</td><td>26.0</td></tr> <tr><td>7月</td><td>80</td><td>30.0</td></tr> <tr><td>8月</td><td>50</td><td>30.0</td></tr> <tr><td>9月</td><td>280</td><td>25.0</td></tr> <tr><td>10月</td><td>60</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>11月</td><td>30</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>12月</td><td>40</td><td>5.0</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	1月	60	7.0	2月	20	7.0	3月	180	13.0	4月	70	20.0	5月	190	24.0	6月	150	26.0	7月	80	30.0	8月	50	30.0	9月	280	25.0	10月	60	18.0	11月	30	11.0	12月	40	5.0	<p>R2の月別平均気温と降水量</p> <table border="1"> <caption>R2の月別平均気温と降水量 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>降水量 (mm)</th> <th>平均気温 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月</td><td>150</td><td>8.0</td></tr> <tr><td>2月</td><td>30</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>3月</td><td>120</td><td>13.0</td></tr> <tr><td>4月</td><td>220</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>5月</td><td>110</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>6月</td><td>220</td><td>27.0</td></tr> <tr><td>7月</td><td>350</td><td>29.0</td></tr> <tr><td>8月</td><td>50</td><td>29.0</td></tr> <tr><td>9月</td><td>220</td><td>23.0</td></tr> <tr><td>10月</td><td>190</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>11月</td><td>10</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>12月</td><td>20</td><td>5.0</td></tr> </tbody> </table>	月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	1月	150	8.0	2月	30	10.0	3月	120	13.0	4月	220	16.0	5月	110	23.0	6月	220	27.0	7月	350	29.0	8月	50	29.0	9月	220	23.0	10月	190	16.0	11月	10	11.0	12月	20	5.0	③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ検索[R2]）
月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)																																																																																
1月	60	7.0																																																																																
2月	20	7.0																																																																																
3月	180	13.0																																																																																
4月	70	20.0																																																																																
5月	190	24.0																																																																																
6月	150	26.0																																																																																
7月	80	30.0																																																																																
8月	50	30.0																																																																																
9月	280	25.0																																																																																
10月	60	18.0																																																																																
11月	30	11.0																																																																																
12月	40	5.0																																																																																
月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)																																																																																
1月	150	8.0																																																																																
2月	30	10.0																																																																																
3月	120	13.0																																																																																
4月	220	16.0																																																																																
5月	110	23.0																																																																																
6月	220	27.0																																																																																
7月	350	29.0																																																																																
8月	50	29.0																																																																																
9月	220	23.0																																																																																
10月	190	16.0																																																																																
11月	10	11.0																																																																																
12月	20	5.0																																																																																
7	11	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">平均風速</th> <th colspan="4">風向出現率</th> </tr> <tr> <th>北東方向</th> <th>南東方向</th> <th>南西方向</th> <th>北西方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春</td> <td>4.1 m/s</td> <td>28%</td> <td>22%</td> <td>31%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>夏</td> <td>4.0 m/s</td> <td>32%</td> <td>27%</td> <td>35%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>秋</td> <td>3.3 m/s</td> <td>42%</td> <td>15%</td> <td>13%</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3.5 m/s</td> <td>25%</td> <td>8%</td> <td>16%</td> <td>51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均風速・風向出現率 データは気象庁アメダスによるH26～30年の5か年の月別旬別最多風向による。</p>		平均風速	風向出現率				北東方向	南東方向	南西方向	北西方向	春	4.1 m/s	28%	22%	31%	18%	夏	4.0 m/s	32%	27%	35%	7%	秋	3.3 m/s	42%	15%	13%	31%	冬	3.5 m/s	25%	8%	16%	51%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">平均風速</th> <th colspan="4">風向出現率</th> </tr> <tr> <th>北東方向</th> <th>南東方向</th> <th>南西方向</th> <th>北西方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春</td> <td>4.1 m/s</td> <td>29%</td> <td>23%</td> <td>29%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>夏</td> <td>4.0 m/s</td> <td>32%</td> <td>27%</td> <td>34%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>秋</td> <td>3.3 m/s</td> <td>43%</td> <td>14%</td> <td>12%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3.3 m/s</td> <td>27%</td> <td>8%</td> <td>14%</td> <td>51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平均風速・風向出現率 データは気象庁アメダスによるH28～R2年の5か年の月別旬別最多風向による。</p>		平均風速	風向出現率				北東方向	南東方向	南西方向	北西方向	春	4.1 m/s	29%	23%	29%	20%	夏	4.0 m/s	32%	27%	34%	7%	秋	3.3 m/s	43%	14%	12%	30%	冬	3.3 m/s	27%	8%	14%	51%	③イ 市一時点修正 ・気象庁（過去の気象データ[H28～R2]） ③ウ 市一誤記等一誤記修正 ・気象庁HPの表現に修正										
	平均風速	風向出現率																																																																																
		北東方向	南東方向	南西方向	北西方向																																																																													
春	4.1 m/s	28%	22%	31%	18%																																																																													
夏	4.0 m/s	32%	27%	35%	7%																																																																													
秋	3.3 m/s	42%	15%	13%	31%																																																																													
冬	3.5 m/s	25%	8%	16%	51%																																																																													
	平均風速	風向出現率																																																																																
		北東方向	南東方向	南西方向	北西方向																																																																													
春	4.1 m/s	29%	23%	29%	20%																																																																													
夏	4.0 m/s	32%	27%	34%	7%																																																																													
秋	3.3 m/s	43%	14%	12%	30%																																																																													
冬	3.3 m/s	27%	8%	14%	51%																																																																													

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
8	11	<p>2 社会的特徴 (1) 人口分布等 ① 人口・世帯数 東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。 近年人口の伸びは緩やかになっているものの、平成30年4月1日現在の推計人口は975,669人で、世帯数は431,307世帯である。 平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。 平成30年4月1日現在では市域の中央に位置する中央区(209,284人)が最も人口が多く、ついで花見川区(178,339人)、稲毛区(161,007人)、若葉区(149,980人)の順となっている。 (推計人口 千葉市政策企画課統計室) ② 年齢構成 年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は12.4%、生産年齢人口である15～64歳の人口は62.1%、65歳以上の人口は25.5%(平成30年3月31日現在)となっている。65歳以上の全国平均は28.0%(平成30年4月1日現在)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。 (年齢別人口 千葉市政策企画課統計室)</p>	<p>2 社会的特徴 (1) 人口分布等 ① 人口・世帯数 東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。 近年人口の伸びは緩やかになっているものの、<b>令和3年3月31日</b>現在の推計人口は<b>975,507</b>人で、世帯数は<b>472,021</b>世帯である。 平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。 <b>令和3年4月1日</b>現在では市域の中央に位置する中央区(<b>210,334</b>人)が最も人口が多く、ついで花見川区(<b>176,913</b>人)、稲毛区(<b>158,229</b>人)、美浜区(<b>151,051</b>人)の順となっている。 (推計人口 千葉市政策企画課統計室) ② 年齢構成 年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は<b>11.4%</b>、生産年齢人口である15～64歳の人口は<b>60%</b>、65歳以上の人口は<b>28.7%</b>(<b>令和3年3月31日</b>現在)となっている。<b>65歳以上の全国平均は28.8%</b>(<b>令和2年9月15日現在</b>)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。 (年齢別人口 千葉市政策企画課統計室)</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・千葉市政策企画課統計室 「推計人口(令和3年3月31日)」 「年齢別人口(令和3年3月31日)」</p>
9	12	<p>区別年齢別人口構成</p> <p>千葉市政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p>	<p>区別年齢別人口構成</p> <p>千葉市政策企画課統計室 <b>令和3年3月31日現在</b></p>	<p>③イ 市一時点修正、グラフのレイアウト変更 ・「区別年齢別人口(令和3年3月31日)」</p>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																																																									
10	12	<p>区別年齢別人口 (住民基本台帳)単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～2 乳児</th> <th>3～6 幼児</th> <th>7～14 児童・生徒</th> <th>15～64 生産</th> <th>65～ 高齢者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>4,991</td> <td>6,580</td> <td>13,491</td> <td>134,709</td> <td>47,183</td> <td>206,954</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>3,658</td> <td>5,085</td> <td>11,350</td> <td>108,491</td> <td>48,132</td> <td>176,716</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>3,549</td> <td>5,116</td> <td>11,334</td> <td>97,226</td> <td>40,548</td> <td>157,773</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>2,942</td> <td>4,439</td> <td>9,546</td> <td>87,486</td> <td>45,114</td> <td>149,527</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,153</td> <td>4,977</td> <td>10,871</td> <td>81,926</td> <td>27,808</td> <td>128,735</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>2,901</td> <td>4,786</td> <td>11,427</td> <td>91,086</td> <td>38,061</td> <td>148,261</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p>	年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計	中央区	4,991	6,580	13,491	134,709	47,183	206,954	花見川区	3,658	5,085	11,350	108,491	48,132	176,716	稲毛区	3,549	5,116	11,334	97,226	40,548	157,773	若葉区	2,942	4,439	9,546	87,486	45,114	149,527	緑区	3,153	4,977	10,871	81,926	27,808	128,735	美浜区	2,901	4,786	11,427	91,086	38,061	148,261	<p>区別年齢別人口 (住民基本台帳)単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～2 乳児</th> <th>3～6 幼児</th> <th>7～14 児童・生徒</th> <th>15～64 生産</th> <th>65～ 高齢者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>4,510</td> <td>6,228</td> <td>13,269</td> <td>138,359</td> <td>47,968</td> <td>210,334</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>3,240</td> <td>4,914</td> <td>10,776</td> <td>108,732</td> <td>49,251</td> <td>176,913</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>3,030</td> <td>4,876</td> <td>11,014</td> <td>97,011</td> <td>42,298</td> <td>158,229</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>2,628</td> <td>4,072</td> <td>9,169</td> <td>87,103</td> <td>45,975</td> <td>148,947</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,066</td> <td>4,616</td> <td>10,535</td> <td>81,936</td> <td>29,880</td> <td>130,033</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>2,813</td> <td>4,600</td> <td>10,981</td> <td>92,962</td> <td>39,695</td> <td>151,051</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,287</td> <td>29,306</td> <td>65,744</td> <td>606,103</td> <td>255,067</td> <td>975,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市政策企画課統計室 <b>令和3年3月31日現在</b></p>	年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計	中央区	4,510	6,228	13,269	138,359	47,968	210,334	花見川区	3,240	4,914	10,776	108,732	49,251	176,913	稲毛区	3,030	4,876	11,014	97,011	42,298	158,229	若葉区	2,628	4,072	9,169	87,103	45,975	148,947	緑区	3,066	4,616	10,535	81,936	29,880	130,033	美浜区	2,813	4,600	10,981	92,962	39,695	151,051	計	19,287	29,306	65,744	606,103	255,067	975,507	<p>③イ 市一時点修正、合計値追加 「区別年齢別人口（令和3年3月31日）」</p>
年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計																																																																																																							
中央区	4,991	6,580	13,491	134,709	47,183	206,954																																																																																																							
花見川区	3,658	5,085	11,350	108,491	48,132	176,716																																																																																																							
稲毛区	3,549	5,116	11,334	97,226	40,548	157,773																																																																																																							
若葉区	2,942	4,439	9,546	87,486	45,114	149,527																																																																																																							
緑区	3,153	4,977	10,871	81,926	27,808	128,735																																																																																																							
美浜区	2,901	4,786	11,427	91,086	38,061	148,261																																																																																																							
年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計																																																																																																							
中央区	4,510	6,228	13,269	138,359	47,968	210,334																																																																																																							
花見川区	3,240	4,914	10,776	108,732	49,251	176,913																																																																																																							
稲毛区	3,030	4,876	11,014	97,011	42,298	158,229																																																																																																							
若葉区	2,628	4,072	9,169	87,103	45,975	148,947																																																																																																							
緑区	3,066	4,616	10,535	81,936	29,880	130,033																																																																																																							
美浜区	2,813	4,600	10,981	92,962	39,695	151,051																																																																																																							
計	19,287	29,306	65,744	606,103	255,067	975,507																																																																																																							
11	13	<p>③人口密度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.70</td> <td>206,954</td> <td>4,630</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.19</td> <td>176,716</td> <td>5,169</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.22</td> <td>157,773</td> <td>7,435</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.21</td> <td>149,527</td> <td>1,776</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.25</td> <td>128,735</td> <td>1,943</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.20</td> <td>148,261</td> <td>6,933</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271.77</td> <td>967,966</td> <td>3,562</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p> <p>区別人口密度 図(略) 千葉市政策企画課統計室 平成30年3月31日現在</p>		面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	中央区	44.70	206,954	4,630	花見川区	34.19	176,716	5,169	稲毛区	21.22	157,773	7,435	若葉区	84.21	149,527	1,776	緑区	66.25	128,735	1,943	美浜区	21.20	148,261	6,933	計	271.77	967,966	3,562	<p>③人口密度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.71</td> <td>210,334</td> <td>4,704</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.19</td> <td>176,913</td> <td>5,174</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.22</td> <td>158,229</td> <td>7,457</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.19</td> <td>148,947</td> <td>1,769</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.25</td> <td>130,033</td> <td>1,963</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.20</td> <td>151,051</td> <td>7,125</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271.76</td> <td>975,507</td> <td>3,590</td> </tr> </tbody> </table> <p>千葉市政策企画課統計室 <b>令和3年3月31日現在</b></p> <p>区別人口密度 図(略) 千葉市政策企画課統計室 <b>令和3年3月31日現在</b></p>		面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	中央区	44.71	210,334	4,704	花見川区	34.19	176,913	5,174	稲毛区	21.22	158,229	7,457	若葉区	84.19	148,947	1,769	緑区	66.25	130,033	1,963	美浜区	21.20	151,051	7,125	計	271.76	975,507	3,590	<p>③イ 市一時点修正 「区別年齢別人口（令和3年3月31日）」</p>																																									
	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )																																																																																																										
中央区	44.70	206,954	4,630																																																																																																										
花見川区	34.19	176,716	5,169																																																																																																										
稲毛区	21.22	157,773	7,435																																																																																																										
若葉区	84.21	149,527	1,776																																																																																																										
緑区	66.25	128,735	1,943																																																																																																										
美浜区	21.20	148,261	6,933																																																																																																										
計	271.77	967,966	3,562																																																																																																										
	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )																																																																																																										
中央区	44.71	210,334	4,704																																																																																																										
花見川区	34.19	176,913	5,174																																																																																																										
稲毛区	21.22	158,229	7,457																																																																																																										
若葉区	84.19	148,947	1,769																																																																																																										
緑区	66.25	130,033	1,963																																																																																																										
美浜区	21.20	151,051	7,125																																																																																																										
計	271.76	975,507	3,590																																																																																																										

千葉市国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
17	17～18	<p>(3)交通 ①(略) ②鉄道</p> <p>(略)</p> <p>そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、JR蘇我駅(約3万3千人)、幕張本郷駅(約2万8千人)、新検見川駅(約2万3千人)、西千葉駅(約2万3千人)、都賀駅(約2万1千人)、鎌取駅(約2万人)がある。</p> <p>また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅(約1万4千人)、千葉中央駅(約8千5百人)、京成幕張本郷駅(約7千7百人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万2千人)、千葉みなと駅(約7千8百人)、都賀駅(約6千人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。(千葉市統計書平成29年度版)</p> <p>(略)</p>	<p>(3)交通 ①(略) ②鉄道</p> <p>(略)</p> <p>そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、JR蘇我駅(約3万4千人)、幕張本郷駅(約3万人)、新検見川駅(約2万3千人)、西千葉駅(約2万2千人)、都賀駅(約2万1千人)、鎌取駅(約2万1千人)、<u>稲毛海岸駅(約2万2千人)</u>がある。</p> <p>また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅(約1万5千人)、千葉中央駅(約9千人)、京成幕張本郷駅(約8千人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万3千人)、千葉みなと駅(約8千5百人)、都賀駅(約6千人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。(千葉市統計書令和2年度版)</p> <p>(略)</p>	<p>③イ 市一時点修正 ・千葉市統計書令和2年度版</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																								
1	25	<p>第2編 武力攻撃事態等への備えと対処 第1章 平素からの備え 第1 組織及び体制の整備 1 市における組織・体制の整備【法第41条】 (1) 市の各局・区等における平素の業務 (略) (2) 市職員の参集基準等 ①～② (略) ③ 市の体制及び職員の参集基準等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事態の状況</th> <th>体制</th> <th>体制の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">情報収集の結果</td> <td>・情報収集 発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃等]</td> <td>危機管理課 防災対策課体制 (第1種配備)</td> <td>危機管理監の総合調整のもと、危機管理部課職員が情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合</td> <td>(第2種配備)</td> <td>総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)</td> <td>市警戒本部体制 (第3種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>(これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)</td> <td>(第4種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合</td> <td>市国民保護対策本部体制</td> <td>市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況		体制	体制の概要	情報収集の結果	・情報収集 発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃等]	危機管理課 防災対策課体制 (第1種配備)	危機管理監の総合調整のもと、危機管理部課職員が情報収集にあたる。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合	(第2種配備)	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	市警戒本部体制 (第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。	(これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	<p>第2編 武力攻撃事態等への備えと対処 第1章 平素からの備え 第1 組織及び体制の整備 1 市における組織・体制の整備【法第41条】 (1) 市の各局・区等における平素の業務 (略) (2) 市職員の参集基準等 ①～② (略) ③ 市の体制及び職員の参集基準等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事態の状況</th> <th>体制</th> <th>体制の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">情報収集の結果</td> <td>・情報収集 発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃等]</td> <td>危機管理部体制 (第1種配備)</td> <td>危機管理部長の総合調整のもと、両課職員が情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害</td> <td>(第2種配備)</td> <td>危機管理監が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)</td> <td>市警戒本部体制 (第3種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>(これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)</td> <td>(第4種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合</td> <td>市国民保護対策本部体制</td> <td>市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況		体制	体制の概要	情報収集の結果	・情報収集 発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃等]	危機管理部体制 (第1種配備)	危機管理部長の総合調整のもと、両課職員が情報収集にあたる。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害	(第2種配備)	危機管理監が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	市警戒本部体制 (第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。	(これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>
事態の状況		体制	体制の概要																																									
情報収集の結果	・情報収集 発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃等]	危機管理課 防災対策課体制 (第1種配備)	危機管理監の総合調整のもと、危機管理部課職員が情報収集にあたる。																																									
	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合	(第2種配備)	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																																									
	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	市警戒本部体制 (第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。																																									
	(これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																									
	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																									
事態の状況		体制	体制の概要																																									
情報収集の結果	・情報収集 発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃等]	危機管理部体制 (第1種配備)	危機管理部長の総合調整のもと、両課職員が情報収集にあたる。																																									
	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害	(第2種配備)	危機管理監が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																																									
	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃等] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	市警戒本部体制 (第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。																																									
	(これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																									
	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																									

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																								
2	49	<p>第2章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p> <p>(1) 初動時情報収集体制 (担当課体制)</p> <p>消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事務所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理課・防災対策課及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である危機管理課・防災対策課職員は、危機管理監の総合調整のもと、情報収集等の対応にあたる。</p> <p>(2) 市警戒本部の設置 (略)</p>	<p>第2章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p> <p>(1) 初動時情報収集体制 (担当部体制)</p> <p>消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事務所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理部及び所管局・区等の長あてに報告する。担当部である危機管理部職員は、情報収集等の対応にあたる。</p> <p>(2) 市警戒本部の設置 (略)</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>																																								
3	50	<p>①市警戒本部・第2種配備体制</p> <p>下記のとおり、総務局長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市警戒本部・第2種配備体制</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">本部 員 会 議</td> <td> <table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">本部 事 務 局</td> <td> <table border="1"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に順次、適宜係を設ける (55ページ参照)</p>	市警戒本部・第2種配備体制		本部 員 会 議	<table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	総務局長	副本部長	消防局長 (※)	本部長	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	本部 事 務 局	<table border="1"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>①市警戒本部・第2種配備体制</p> <p>下記のとおり、危機管理監が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部長の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市警戒本部・第2種配備体制</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">本部 員 会 議</td> <td> <table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;">本部 事 務 局</td> <td> <table border="1"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に順次、適宜班を設ける (55ページ参</p>	市警戒本部・第2種配備体制		本部 員 会 議	<table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	危機管理監	副本部長	消防局長 (※)	本部長	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	本部 事 務 局	<table border="1"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理部長	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>
市警戒本部・第2種配備体制																																												
本部 員 会 議	<table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	総務局長	副本部長	消防局長 (※)	本部長	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																			
本部長	総務局長																																											
副本部長	消防局長 (※)																																											
本部長	その他関係局長																																											
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																											
本部 事 務 局	<table border="1"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																					
事務局長	危機管理監																																											
事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																											
事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																											
市警戒本部・第2種配備体制																																												
本部 員 会 議	<table border="1"> <tr><td>本部長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	危機管理監	副本部長	消防局長 (※)	本部長	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																			
本部長	危機管理監																																											
副本部長	消防局長 (※)																																											
本部長	その他関係局長																																											
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																											
本部 事 務 局	<table border="1"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理部長	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																					
事務局長	危機管理部長																																											
事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																											
事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																											

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																
4	51	<p>② 市警戒本部・第3種配備体制 下記のとおり、総務局を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第3種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部員会議</td> <td>本部長</td> <td>総務局を所管する副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>総務局長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防局長 その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対策部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>総務局対策部 (対策部長：総務局長) その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第3種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> </div> </div>	本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	総務局長	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	本部事務局	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>② 市警戒本部・第3種配備体制 下記のとおり、総務局を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部長の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局長・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第3種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部員会議</td> <td>本部長</td> <td>総務局を所管する副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防局長 その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対策部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>総務局対策部 (対策部長：総務局長) その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第3種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> </div> </div>	本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	危機管理監	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	本部事務局	事務局長	危機管理部長	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>
本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長																																		
	副本部長	総務局長																																		
	本部員	消防局長 その他関係局長																																		
	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																		
本部事務局	事務局長	危機管理監																																		
	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																		
	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																		
本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長																																		
	副本部長	危機管理監																																		
	本部員	消防局長 その他関係局長																																		
	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																		
本部事務局	事務局長	危機管理部長																																		
	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																		
	事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																		

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由
5	53	<p>第2 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順【法第25条、第27条】</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集 市対策本部事務局長（危機管理監）は、市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等【法第26条第2項】 (略)</p>	<p>第2 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順【法第25条、第27条】</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集 市対策本部事務局長（<b>危機管理部長</b>）は、市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等【法第26条第2項】 (略)</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																																																																				
6	54	<p>(3) 市対策本部等の組織構成及び機能【法第28条】</p> <p>(略) 市国民保護対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 子ども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員【法第28条第6】</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td>統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班</td> <td>その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> <p>本部員会議</p> <p>対策部( )の者をもつて充てる</p> <table border="1"> <tr> <td>総務局対策部(総務局長)</td> </tr> <tr> <td>総合政策局対策部(総合政策局長)</td> </tr> <tr> <td>財政局対策部(財政局長)</td> </tr> <tr> <td>市民局対策部(市民局長)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉局対策部(保健福祉局長)</td> </tr> <tr> <td>子ども未来対策部(子ども未来局長)</td> </tr> <tr> <td>環境局対策部(環境局長)</td> </tr> <tr> <td>経済農政局対策部(経済農政局長)</td> </tr> <tr> <td>消防局対策部(消防局長)</td> </tr> <tr> <td>水道局対策部(水道局長)</td> </tr> <tr> <td>病院局対策部(病院事業管理者)</td> </tr> <tr> <td>会計室対策部(会計管理者)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局対策部(教育長)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局対策部(選挙管理委員会事務局長)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局対策部(人事委員会事務局長)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局対策部(監査委員事務局長)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局対策部(議会事務局長)</td> </tr> </table> <p>区国民保護対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>区対策本部長</td> <td>区長</td> </tr> <tr> <td>区対策副本部長</td> <td>副区長</td> </tr> <tr> <td>区本部員</td> <td>区課長等</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>その他の職員</td> </tr> </table> <p>現地対策本部※</p> <p>現地調整所</p>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 子ども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長	本部派遣職員【法第28条第6】	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員	統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班	その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	総務局対策部(総務局長)	総合政策局対策部(総合政策局長)	財政局対策部(財政局長)	市民局対策部(市民局長)	保健福祉局対策部(保健福祉局長)	子ども未来対策部(子ども未来局長)	環境局対策部(環境局長)	経済農政局対策部(経済農政局長)	消防局対策部(消防局長)	水道局対策部(水道局長)	病院局対策部(病院事業管理者)	会計室対策部(会計管理者)	教育委員会事務局対策部(教育長)	選挙管理委員会事務局対策部(選挙管理委員会事務局長)	人事委員会事務局対策部(人事委員会事務局長)	監査委員事務局対策部(監査委員事務局長)	議会事務局対策部(議会事務局長)	区対策本部長	区長	区対策副本部長	副区長	区本部員	区課長等	その他の職員	その他の職員	<p>(3) 市対策本部等の組織構成及び機能【法第28条】</p> <p>(略) 市国民保護対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>主管本部員</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 子ども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員【法第28条第6】</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員</td> </tr> <tr> <td>統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班</td> <td>その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> <p>本部員会議</p> <p>対策部( )の者をもつて充てる</p> <table border="1"> <tr> <td>総務局対策部(総務局長)</td> </tr> <tr> <td>総合政策局対策部(総合政策局長)</td> </tr> <tr> <td>財政局対策部(財政局長)</td> </tr> <tr> <td>市民局対策部(市民局長)</td> </tr> <tr> <td>保健福祉局対策部(保健福祉局長)</td> </tr> <tr> <td>子ども未来対策部(子ども未来局長)</td> </tr> <tr> <td>環境局対策部(環境局長)</td> </tr> <tr> <td>経済農政局対策部(経済農政局長)</td> </tr> <tr> <td>消防局対策部(消防局長)</td> </tr> <tr> <td>水道局対策部(水道局長)</td> </tr> <tr> <td>病院局対策部(病院事業管理者)</td> </tr> <tr> <td>会計室対策部(会計管理者)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局対策部(教育長)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局対策部(選挙管理委員会事務局長)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局対策部(人事委員会事務局長)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局対策部(監査委員事務局長)</td> </tr> <tr> <td>議会事務局対策部(議会事務局長)</td> </tr> </table> <p>区国民保護対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>区対策本部長</td> <td>区長</td> </tr> <tr> <td>区対策副本部長</td> <td>副区長</td> </tr> <tr> <td>区本部員</td> <td>区課長等</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>その他の職員</td> </tr> </table> <p>現地対策本部※</p> <p>現地調整所</p> <p>※必要に応じ、市長が設置</p>	本部長	市長	副本部長	副市長	主管本部員	危機管理監	本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 子ども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長	本部派遣職員【法第28条第6】	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	事務局長	危機管理部長	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員	統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班	その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	総務局対策部(総務局長)	総合政策局対策部(総合政策局長)	財政局対策部(財政局長)	市民局対策部(市民局長)	保健福祉局対策部(保健福祉局長)	子ども未来対策部(子ども未来局長)	環境局対策部(環境局長)	経済農政局対策部(経済農政局長)	消防局対策部(消防局長)	水道局対策部(水道局長)	病院局対策部(病院事業管理者)	会計室対策部(会計管理者)	教育委員会事務局対策部(教育長)	選挙管理委員会事務局対策部(選挙管理委員会事務局長)	人事委員会事務局対策部(人事委員会事務局長)	監査委員事務局対策部(監査委員事務局長)	議会事務局対策部(議会事務局長)	区対策本部長	区長	区対策副本部長	副区長	区本部員	区課長等	その他の職員	その他の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記修正(対策本部の標記位置)</li> <li>・組織改正に伴う変更(令和3年7月1日)</li> </ul>
本部長	市長																																																																																							
副本部長	副市長																																																																																							
本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 子ども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長																																																																																							
本部派遣職員【法第28条第6】	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者																																																																																							
事務局長	危機管理監																																																																																							
事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																																																																							
事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員																																																																																							
統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班	その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																																																																							
総務局対策部(総務局長)																																																																																								
総合政策局対策部(総合政策局長)																																																																																								
財政局対策部(財政局長)																																																																																								
市民局対策部(市民局長)																																																																																								
保健福祉局対策部(保健福祉局長)																																																																																								
子ども未来対策部(子ども未来局長)																																																																																								
環境局対策部(環境局長)																																																																																								
経済農政局対策部(経済農政局長)																																																																																								
消防局対策部(消防局長)																																																																																								
水道局対策部(水道局長)																																																																																								
病院局対策部(病院事業管理者)																																																																																								
会計室対策部(会計管理者)																																																																																								
教育委員会事務局対策部(教育長)																																																																																								
選挙管理委員会事務局対策部(選挙管理委員会事務局長)																																																																																								
人事委員会事務局対策部(人事委員会事務局長)																																																																																								
監査委員事務局対策部(監査委員事務局長)																																																																																								
議会事務局対策部(議会事務局長)																																																																																								
区対策本部長	区長																																																																																							
区対策副本部長	副区長																																																																																							
区本部員	区課長等																																																																																							
その他の職員	その他の職員																																																																																							
本部長	市長																																																																																							
副本部長	副市長																																																																																							
主管本部員	危機管理監																																																																																							
本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 子ども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 消防局長 水道局長 病院事業管理者 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 議会事務局長																																																																																							
本部派遣職員【法第28条第6】	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者																																																																																							
事務局長	危機管理部長																																																																																							
事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																																																																							
事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員																																																																																							
統括班 安全班 情報集約班 広報・報道班	その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																																																																							
総務局対策部(総務局長)																																																																																								
総合政策局対策部(総合政策局長)																																																																																								
財政局対策部(財政局長)																																																																																								
市民局対策部(市民局長)																																																																																								
保健福祉局対策部(保健福祉局長)																																																																																								
子ども未来対策部(子ども未来局長)																																																																																								
環境局対策部(環境局長)																																																																																								
経済農政局対策部(経済農政局長)																																																																																								
消防局対策部(消防局長)																																																																																								
水道局対策部(水道局長)																																																																																								
病院局対策部(病院事業管理者)																																																																																								
会計室対策部(会計管理者)																																																																																								
教育委員会事務局対策部(教育長)																																																																																								
選挙管理委員会事務局対策部(選挙管理委員会事務局長)																																																																																								
人事委員会事務局対策部(人事委員会事務局長)																																																																																								
監査委員事務局対策部(監査委員事務局長)																																																																																								
議会事務局対策部(議会事務局長)																																																																																								
区対策本部長	区長																																																																																							
区対策副本部長	副区長																																																																																							
区本部員	区課長等																																																																																							
その他の職員	その他の職員																																																																																							

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																												
7	113	<p>第3編 緊急処理事態への備えと対処 第2章 緊急処理事態への対処 第1 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置 1 事態認定前における体制及び初動措置 (1) 初動時情報収集体制 (担当課体制) 消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事務所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理課・防災対策課及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である危機管理課・防災対策課職員は、危機管理監の総合調整のもと、情報収集等の対応にあたる。</p> <p>(2) 市警戒本部の設置 (略)</p>	<p>第3編 緊急処理事態への備えと対処 第2章 緊急処理事態への対処 第1 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置 1 事態認定前における体制及び初動措置 (1) 初動時情報収集体制 (担当部体制) 消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事務所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理部及び所管局・区等の長あてに報告する。担当部である危機管理課・防災対策課職員は、情報収集等の対応にあたる。</p> <p>(2) 市警戒本部の設置 (略)</p>	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>																																												
8	114	<p>①市警戒本部・第2種配備体制 下記のとおり、総務局長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">市警戒本部・第2種配備体制</th></tr> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th rowspan="2">対策部</th><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> </table> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th rowspan="4">本部事務局</th><td>事務局次長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr><td></td><td>防災対策課長</td></tr> <tr><td></td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </div> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に順次、適宜係を設ける (55ページ参照)</p>	市警戒本部・第2種配備体制		本部長	総務局長	副本部長	消防局長 (※)	本部長	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	総務局対策部 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	本部事務局	事務局次長	危機管理監	事務局員	危機管理課長		防災対策課長		各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>①市警戒本部・第2種配備体制 下記のとおり、<b>危機管理監</b>が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、<b>本部長</b>の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">市警戒本部・第2種配備体制</th></tr> <tr><td>本部長</td><td><b>危機管理監</b></td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長 (※)</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th rowspan="2">対策部</th><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> </table> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th rowspan="4">本部事務局</th><td>事務局次長</td><td><b>危機管理部長</b></td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr><td></td><td>防災対策課長</td></tr> <tr><td></td><td><b>危機管理部職員</b> 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </div> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に順次、適宜<b>班</b>を設ける (55ページ参照)</p> <p style="font-size: small; color: red;">※本市においては、消防局長に消防組織法に規定する消防長を充てる。(千葉県消防局組織規則第4条第1項)</p>	市警戒本部・第2種配備体制		本部長	<b>危機管理監</b>	副本部長	消防局長 (※)	本部長	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	総務局対策部 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	本部事務局	事務局次長	<b>危機管理部長</b>	事務局員	危機管理課長		防災対策課長		<b>危機管理部職員</b> 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>
市警戒本部・第2種配備体制																																																
本部長	総務局長																																															
副本部長	消防局長 (※)																																															
本部長	その他関係局長																																															
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																															
対策部	総務局対策部 (対策部長：総務局長)																																															
	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																															
本部事務局	事務局次長	危機管理監																																														
	事務局員	危機管理課長																																														
		防災対策課長																																														
		各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																														
市警戒本部・第2種配備体制																																																
本部長	<b>危機管理監</b>																																															
副本部長	消防局長 (※)																																															
本部長	その他関係局長																																															
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																															
対策部	総務局対策部 (対策部長：総務局長)																																															
	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																															
本部事務局	事務局次長	<b>危機管理部長</b>																																														
	事務局員	危機管理課長																																														
		防災対策課長																																														
		<b>危機管理部職員</b> 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																														

千葉県国民保護計画 新旧対照表

No	頁	変更前	変更後	変更理由																																						
9	115	<p>② 市警戒本部・第3種配備体制 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第3種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部員会議</td> <td>本部長</td> <td>総務局を所管する副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>総務局長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防局長 その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対策部</td> <td>総務局対策部長 (対策部長：総務局長)</td> </tr> <tr> <td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> </div>	本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	総務局長	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	総務局対策部長 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)	本部事務局	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>② 市警戒本部・第3種配備体制 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第3種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部員会議</td> <td>本部長</td> <td>総務局を所管する副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防局長 その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対策部</td> <td>総務局対策部長 (対策部長：総務局長)</td> </tr> <tr> <td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td>事務局長</td> <td>危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 防災対策課長</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> </div>	本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	危機管理監	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	対策部	総務局対策部長 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)	本部事務局	事務局長	危機管理部長	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>・組織改正に伴う変更 (令和3年7月1日)</p>
本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長																																								
	副本部長	総務局長																																								
	本部員	消防局長 その他関係局長																																								
	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																								
対策部	総務局対策部長 (対策部長：総務局長)																																									
	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)																																									
本部事務局	事務局長	危機管理監																																								
	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																								
	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																								
本部員会議	本部長	総務局を所管する副市長																																								
	副本部長	危機管理監																																								
	本部員	消防局長 その他関係局長																																								
	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者																																								
対策部	総務局対策部長 (対策部長：総務局長)																																									
	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局長・区長)																																									
本部事務局	事務局長	危機管理部長																																								
	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																								
	事務局員	危機管理部職員 各部・区本部連絡員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																								